

令和4年度 一般会計歳出 第9款2項2目12節 委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 政策調整課調査等担当	TEL 671-4565
—	—	—	—	—

設 計 書

1 委 託 名 ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）

2 履 行 場 所 資源循環局金沢工場ほか

3 履 行 期 間 期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

又 は 期 限 期限 契約締結日から令和 年 月 日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要

要 (月 日 時 分、場所)

7 委 託 概 要 本委託は、家庭系及び事業系ごみの組成調査を

行うものである。

8 部分払

する (2回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
前期調査	4月～9月	1	式		()
後期調査	10月～3月	1	式		()

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 ()

内訳 業務価格 ()

消費税等相当額 ()

委託内訳書

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
第1号内訳書 前期調査						
直接人件費						
分類・計量費						
(1) 家庭系ごみ調査		1	式	()	3-(1)-ア号内訳書	
(2) 事業系ごみ調査		1	式	()	3-(2)号内訳書	
計				()		
直接物品費		1	式			
直接業務費				()		
業務管理費		1	式			
業務原価				()		
一般管理費等		1	式			
業務価格				()		

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
第2号内訳書 後期調査						
直接人件費						
1 分類・計量費						
(1) 家庭系ごみ調査		1	式	()	3-(1)-イ号内訳書	
(2) 事業系ごみ調査		1	式	()	3-(2)号内訳書	
2 報告書作成費		1	式			3-(3)号内訳書
計				()		
直接物品費		1	式			
直接業務費				()		
業務管理費		1	式			
業務原価				()		
一般管理費等		1	式			
業務価格				()		

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
3-(1)-ア号内訳書 家庭系ごみ調査(前)						
(1) 燃やすごみ及び別途回収品 試料採取・分類計量・水分量計測		(14)	回		()	4-(1)-(1)号内訳書
(2) プラスチック詳細分類計量		(14)	回		()	4-(1)-(2)号内訳書
(3) 缶・びん・ペットボトル及び小さな 金属類 試料採取・分類計量		(3)	回		()	4-(1)-(3)号内訳書
(4) プラスチック製容器包装 試料採取・分類計量		(2)	回		()	4-(1)-(4)号内訳書
(5) データ整理						
ア 燃やすごみ及び別途回収品 プラスチック詳細分類計量以外		1	式			4-(1)-(4)ア号内訳書
イ プラスチック詳細分類計量		1	式			4-(1)-(4)イ号内訳書
ウ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類		1	式			4-(1)-(4)ウ号内訳書
エ プラスチック製容器包装		1	式			4-(1)-(4)エ号内訳書
計					()	
3-(1)-イ号内訳書 家庭系ごみ調査(後)						
(1) 燃やすごみ及び別途回収品 試料採取・分類計量・水分量計測		(13)	回		()	4-(1)-(1)号内訳書
(2) プラスチック詳細分類計量		(13)	回		()	4-(1)-(2)号内訳書
(3) 缶・びん・ペットボトル及び小さな 金属類 試料採取・分類計量		(3)	回		()	4-(1)-(3)号内訳書
(4) プラスチック製容器包装 試料採取・分類計量		(2)	回		()	4-(1)-(4)号内訳書
(5) データ整理						
ア 燃やすごみ及び別途回収品 プラスチック詳細分類計量以外		1	式			4-(1)-(4)ア号内訳書
イ プラスチック詳細分類計量		1	式			4-(1)-(4)イ号内訳書
ウ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類		1	式			4-(1)-(4)ウ号内訳書
エ プラスチック製容器包装		1	式			4-(1)-(4)エ号内訳書
計					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
3-(2)号内訳書 事業系ごみ調査						半期ごと同数
(1) 試料採取・分類計量・水分計測		(2)	回		()	4-(2)-(1)号内訳書
(2) データ整理		1	式			4-(2)-(2)号内訳書
計					()	
3-(3)号内訳書 報告書作成費						
(1) 家庭系ごみ調査						
ア 燃やすごみ及び別途回収品 プラスチック詳細分類計量以外		1	式			4-(3)-(1)ア号内訳書
イ プラスチック詳細分類計量		1	式			4-(3)-(1)イ号内訳書
ウ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類		1	式			4-(3)-(1)ウ号内訳書
エ プラスチック製容器包装		1	式			4-(3)-(1)エ号内訳書
(2) 事業系ごみ調査		1	式			4-(3)-(2)号内訳書
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
4-(1)号内訳書 家庭系ごみ調査						
(1) 燃やすごみ及び別途回収品 試料採取・分類計量・水分量計測	保全技師 I		人			特記仕様書 6-1(1)イ(ア)、(イ)、(エ)
	保全技師 II		人			
	保全技術員補		人			
計						
(2) プラスチック詳細分類計量	保全技師 I		人			特記仕様書 6-1(1)イ(ウ)
	保全技術員補		人			
計						
(3) 缶・びん・ペットボトル及び小さな 金属類 試料採取・分類計量	保全技師 I		人			
	保全技術員補		人			
計						
(4) プラスチック製容器包装 試料採取・分類計量	保全技師 I		人			
	保全技術員補		人			
計						
(5) データ整理						特記仕様書 7-(17)
ア 燃やすごみ及び別途回収品 プラスチック詳細分類計量以外	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
イ プラスチック詳細分類計量	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
ウ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
エ プラスチック製容器包装	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
4-(2)号内訳書 事業系ごみ調査						
(1) 試料採取・分類計 量・水分計測	保全技師 I		人			
	保全技術員補		人			
計						
(2) データ整理	保全技師 I		人			特記仕様書 7-(17)
	保全技師 II		人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
4-(3)号内訳書 報告書作成						
(1) 家庭系ごみ調査						
ア 燃やすごみ及び別途回収品 プラスチック詳細分類計量以外	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
イ プラスチック詳細分類計量	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
ウ 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
エ プラスチック製容器包装	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						
(2) 事業系ごみ調査	保全技師 I		人			
	保全技師 II		人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）仕様書

令和4年度

横浜市資源循環局

一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、「ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）」に適用する。
- (2) この委託は、本仕様書、委託契約約款及び横浜市契約規則並びに仕様書等一覧表において適用する仕様書等の定めに従い実施する。

2 法令の遵守

受託者は、委託内容の実施に当たって関係法令を遵守しなければならない。

3 安全対策及び環境への配慮

受託者は、委託内容の実施に当たっては、資源循環局委託共通仕様書に従い安全対策を講じなければならない。受託者は委託内容の実施に当たって環境に配慮しなければならない。

4 機密保持

受託者は、委託契約約款1条4に基づき、本委託の仕様書の内容又は実施により知り得た情報等を、委託者の承諾なしに第三者に公開してはならない。

5 個人情報の保護

受託者は、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

また受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。（個人情報取扱特記事項12条）

6 官公署への届出等

委託実施に必要な官公署への手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとし、その費用は受託者の負担とする。なお、必要な届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により、事前に委託者に報告しなければならない。

7 提出書類

- (1) 個人情報保護に関する誓約書と研修実施報告書
- (2) 資源循環局委託共通仕様書に定めた書類
- (3) その他に特記事項で提出を定めた書類

8 成果物

受託者は、本委託業務を完了したときは、特記事項に示す成果物を提出しなければならず、成果物提出後、本市検査員の検査合格をもって履行の完了とする。成果物の提出後、内容に不備、不完全が発見された場合、受託者はその負担と責任において直ちに補正しなければならない。

9 部分払い

受託者は、委託契約約款32条2に基づき、前期（委託年度9月30日まで）履行済部分について部分払いを請求することができる。その場合、同年10月31日までに協議で定めた成果物を提出し、検査合格しておくこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者の間で協議して定めること。

特記仕様書

1 委託名称

ごみ組成等調査委託（家庭系及び事業系ごみ）

2 調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。ただし、委託者所有の用具（表1）のうち、1～6は原則、委託者所有の用具を使うものとし、7～11は使用することもできるとする。

3 分類作業場所

分類作業は金沢工場（金沢区幸浦2-7-1）敷地内を基本とし、委託者が指定する場所で行うこと。

4 調査期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(1) 前期：令和4年4月1日～令和4年9月30日

(2) 後期：令和4年10月1日～令和5年3月31日

5 調査日時

委託者の指定する日時

6 調査内容

6-1 家庭系ごみ調査

(1) 燃やすごみ及び別途回収品調査

別途回収品とは、燃やすごみと同時に収集する乾電池、スプレー缶、燃えないごみ（ガラス類、陶器類、蛍光灯・電球等）である。

ア 調査回数 27回（前期14回、後期13回）

イ 調査方法

(ア) 試料採取・調製

金沢工場投入ステージにおいて、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「別途回収品」は、分類項目毎に重量を計量する。

計量後の「燃やすごみ」のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠（計800ℓ）を確保し、残りはその場で廃棄する。「別途回収品」は、委託者指定の場所に運搬する。

確保した4籠は、試料の飛散・降雨等の対策を講じ、金沢工場内の分類作業場所に運搬する。

(イ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表2-1(1)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。小型家電については個々の名称の記録と撮影も行う。

厨芥類の分類については、「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」及び『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』を参照する。判断に疑義が生じたものは、取り置いて委託者の判断を仰ぐこととする。手つかず食品は破袋する前に分類し、撮影する。その後、食品と容器包装等に分類し、計量する。容器包装等の分類は表2-1(1)に従うこと。

(ウ) プラスチック詳細分類計量

(イ) で分類した、表2-1(1)の14「その他プラスチック」を、表2-1(2)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

(エ) 水分量計測

表2-1(1)に従い分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量

後、乾燥機で80°C、原則7日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、7日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

(2) 缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査

ア 調査回数 6回（3回／期×2期）

イ 調査方法

(ア) 試料採取・調製

金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「小さな金属類」は、重量を計量するとともに個々の名称を記録する。

計量後の「缶・びん・ペットボトル」のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠（計800ℓ）を確保する。残りの試料は、試料保管用容器（ポリ袋）に入れて委託者の指定場所に運搬する。

「小さな金属類」は、委託者の指定場所に運搬する。

(イ) 分類計量

a 共通事項

試料の袋を破袋して、内容物を表2-2(a)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

作業終了後、試料を試料保管用容器（ポリ袋）に入れて、委託者の指定場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

b かさ比重・本数調査

缶・ビン・ペットボトルについて、3項目それぞれ、容量既知の容器を破袋後の試料で満たし、重量及び本数を求める（表2-2(b)）。なお、計測する容量は、ペットボトルは200L籠1つ分、缶類は50L樽2つ分、びん類は50L樽1つ分を目安とし、分類試料がそれらに満たない場合は、容量既知の他の容器を代用する。

(3) プラスチック製容器包装調査

ア 調査回数 4回（2回／期×2期）

イ 調査方法

(ア) 試料採取・調製

金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。

計量後の試料のうち、委託者が指定する試料採取容器4籠（計800ℓ）を確保する。残りの試料は、試料保管用容器（ポリ袋）に入れて委託者の指定場所に保管する。

(イ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表2-3に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。作業終了後、試料を試料保管用容器（ポリ袋）に入れて、委託者指定の場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

6－2 事業系ごみ調査

(1) 試料採取：次の4工場のうち委託者が指定する工場で行う。

- ア 鶴見工場：鶴見区末広町1-15-1
- イ 旭工場：旭区白根2-8-1
- ウ 金沢工場：金沢区幸浦2-7-1
- エ 都筑工場：都筑区平台27-1

(2) 調査回数 4回（2回／期×2期）

(3) 調査方法

ア 試料採取

試料採取工場の投入ステージにおいて、委託者指定の事業系ごみ収集車両1台から降ろされたごみを、偏らないように、試料採取容器に4籠（計800L）採取し、重量を計量する。原則1回あたり1台の採取とする。籠へ採取しないごみは、その場で廃棄する。4籠のうち、委託者が指定する2籠を確保し調査試料とする。残り2籠はその場で廃棄する。確保した2籠は、金沢工場敷地内の委託者指定場所に運搬（運搬時には、試料の飛散・降雨等の対策を講じること）する。

イ 分類計量

表3に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。ただし、手つかず食品及び小型家電については、下記を追加して行う。

- (ア) 手つかず食品は破袋する前に分類し、撮影する。
- (イ) 小型家電については個々の名称を記録するとともに撮影する。

ウ 水分量計測

表3に従い分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量後、乾燥機で80°C、原則7日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、7日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

7 各調査時の注意事項等

- (1) 試料採取容器と水分量計測容器は毎回調査前に、プラスチック製の分類用容器は前期及び後期の調査開始前に、風袋重量を計量する。
- (2) 試料採取容器に試料を採取する際、採取容器を30cm程度持ち上げて落とす操作を3回以上行い、目減り分を補充する。ただし、過剰に詰め込まないこと。
- (3) 新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊は分散し、同一項目のものが偏らないように採取する。
- (4) 油分が多量に付着した繊維・紙類や、可燃性の粉末など乾燥時に発火する可能性のある物、液体の化粧品など気化して強い臭気を生じるもの、蛍光灯、電球や電池など乾燥中に破裂する可能性があるものは、水分量計測用試料に入れないこと。
- (5) 内容物（液体等）を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物、はらわたなどの臭気の強い内容物、半液状の物のみが入ったものはこの限りでない。
- (6) プラスチック類と繊維類の複合品である靴やカバン、及び小型家電が試料中にある場合、委託者の指定した比率で案分し、結果に反映する。

- (7) 小型家電の個々の名称を記録する際、リチウムイオン電池入りのものは、その旨も合わせて記録する。計量後、リチウムイオン電池の処分は委託者の指示に従う。
- (8) 資源物（分類作業後も含む）を保管する際、ブルーシートで覆うなど飛散防止を図る。
- (9) 大型物等、施設を害する可能性がある試料を廃棄する際は、委託者の指示に従う。
- (10) 分類作業において分類項目の不明瞭な物は、委託者の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、委託者の指示に従い再度分類作業を行う。
- (11) 調査結果の集計方法については、委託者の指示に従うこと。
- (12) 採取及び分類その他の作業時間は、9時から17時までを基本とする。
- (13) 調査日は平日を基本とするが、試料受入の都合上、土曜日等に行う場合がある。
- (14) 家庭系ごみ調査の「燃やすごみ及び別途回収品調査」については、1日に1回（1区）の実施を基本とする。また、「缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査」と「プラスチック製容器包装調査」については、1日に複数の調査項目や試料を対象として実施することを基本とする。
- (15) 家庭系ごみ調査の試料採取は、9時15分から11時までを基本とする。なお、1つの試料の採取が複数日に分かれることがある。
- (16) 受託者は、委託者の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。
- (17) 毎回、調査終了後に作業日報及び調査野帳を提出すること。また、調査結果を入力した分類集計表をデータ整理し、期ごとに提出する。
- (18) 新型コロナウィルス等感染症の防止対策を講じること。

8 成果物

全調査終了後、各調査結果及び調査時の写真集（デジタルカメラによる作業状況記録も含む）をひとまとめに綴った報告書を2部提出するものとする。裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。

また、報告書（デジタルカメラによる作業状況記録も含む）については電子媒体で1部提出すること。なお、記録形式については、文章はMS-WORD、表とグラフはMS-EXCEL、写真はJPEGファイルとする。

表1 委託者所有の備品及び消耗品

1	大型乾燥機(水分測定用)
2	水分測定用の各種金属バット
3	秤(重量計測用)
4	分類用作業台(卓球台を使用)
5	鉄製品分別棒
6	試料採取用200リットル容器(籠製、竹製等)
7	分類等に使用する各種ポリバケツ
8	破碎試料保管に使用するタッパー
9	粉碎機(Retsch SM300:1台、吉田製作所 プラスチック粉碎機(スクリーン8mm):2台)
10	シュレッダー
11	裁しばさみ

受託者が準備する必要のある物品等

清掃用具(箒、ちり取り、ドライワイパー等)
器具等の洗浄用具
試料採取用のスコップ
作業台等を覆うシート
床作業時の大型シート
試料保存用の容器(ポリ袋)

その他、調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

表 2-1(1)燃やさごみ分類表

分類項目			重量	水分	主な対象物
紙類	資源化できる紙	本、雑誌、新聞紙、ちらし、カタログ、その他の紙	○	○	週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、教科書、新聞紙、折込みちらし、カタログ、パンフレット、OA用紙、コピー用紙等上質紙、シェッガーした紙（袋詰め等になっている状態の物、分別できない場合は、資源化できない紙へ）、Yシャツ等の中台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー・ラップ等の紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、トイレットペーパー等の個別包装、紙コップ・紙皿（汚れていないもの）、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、紙製ラベル、ダイレクトメール等のちらし、紙製容器包装（「資源化できない紙」に該当するものを除く）なお、段ボール、紙パックを除く。※包装、充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙は、資源化できない紙とする。
	段ボール	○	○	○	※内面アルミ加工の紙、ワックス加工紙は資源化できない紙へ
	紙パック	○			飲料パック、牛乳パック、酒類の紙パック等（内面アルミ加工の紙は、資源化できない紙へ）
	可燃ごみ	資源化できない紙	○		汚れた紙、フッ素加工紙、ワックス加工紙（段ボール含む）、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、内面アルミ加工の紙パック、紙容器（ヨーグルト・アイスクリーム・カップ麺・洗剤）、石鹼の個別包装紙等 ※包装、充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙
	紙おむつ※1	○			紙おむつ、生理用品、ペット用シート等
プラスチック類	ペットボトル	○			飲料（清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工類（めんつゆ、ぽん酢等）、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢（すし酢）、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等））※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。
	プラスチック製容器包装	○			プラマークのある物（ボトル、チューブ類、カップ・パック類、キャップ・ラベル類、上記を除くトレー等）、上記以外のペットボトル（食用油、漬物などのボトル）、詰替用洗剤容器、食品・日用品の袋、包装フィルム、発泡スチロールの容器、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品の透明外箱、薬瓶シート、シャンプーノズル、ラップ・レジロール・苗木ポットでそれぞれラベル等貼付のもの等
	レジ袋	内容物あり（外袋）	○		レジ袋（小売店等において、購入した商品を入れるためにレジで配布又は購入するポリオレフィン等の材質の袋 ※印刷の有無を問わない）のうち外袋（外気と直に接している袋）で、内容物が入った状態で捨てられたもの。
	内容物あり（内袋）	○			レジ袋（上記同様）のうち内袋（外袋の中の袋）で、内容物が入った状態で捨てられたもの。
	内容物なし	○			レジ袋（上記同様）のうち内容物が入っていない状態で捨てられたもの。
	ポリ袋	内容物あり（外袋）	○		ポリオレフィン等の材質の袋（ごみ専用のポリ袋、レジロール（ラベル等無し））のうち外袋（外気と直に接している袋）で、内容物が入った状態で捨てられたもの。
	内容物あり（内袋）	○			ポリオレフィン等の材質の袋（ごみ専用のポリ袋、レジロール（ラベル等無し））のうち内袋（外袋の中の袋）で、内容物が入った状態で捨てられたもの。
	小型家電プラスチック※2	○			携帯電話、CDプレイヤー等のデジタル機器、USBメモリやドライブ等のパソコン機器、イヤホン、ACアダプタ、電源コード類、ラジオ、家庭用ゲーム機、電卓、カメラ、電子体温計、電子手帳、電子辞書等、ドライヤー等主にプラスチックでできている50cm未満の家電製品、電動のおもちゃ、電子タバコ
	その他プラスチック※6	○			タッパー等の容器、プラスチック製食器、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレー、プラスチック製ハンガー、水切りネット、ジップロック、ポリ袋（内容物なし）、レジロール（ラベルなし・内容物なし）、使い捨て手袋、使い捨てスプーン・ストロー、PPバンド、歯ブラシ、苗木ポット（ラベルなし）、プラスチック製髭剃、ハンガー、洗濯ばさみ、ビデオテープ、ペン類、ファイル、ラップ（ラベルなし）、ゴム手袋、ホース類、小型家電に含まれないケーブル類（LANケーブル、電話線）、テープ類、クッション封筒等
	加工物	加工物（割り箸除く）	○		つまようじ、竹串、マッチの軸、木製家具等その他加工品
	竹類	割り箸	○		割り箸
	自然物	せん定枝	○		せん定枝（チップ化等されていない原姿のもので、刃物等の切り口が残っているもの）
		草・落葉・花	○		草、落葉、花、竹、笹等せん定枝以外の自然木竹
	不織布マスク				化学織維製の不織布であるマスク
	その他不織布		○		化学織維製の不織布であるおしづり、ウェットティッシュ、汗拭きシート、コーヒードリップバッグ、エコバッグ、水切り袋など※フェルトは不織布とはしない
	衣類				衣類（下着、靴下を含む）、ストッキング、手袋等
	その他繊維		○		布、シーツ、毛布、カーテン、ぬいぐるみ、ウエス・タオル等（汚れたものも含む）
厨芥類※3	食品口	手つかず食品※4	○		賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された食品（未開封の加工食品、調理加工されていない野菜、果物、魚介類、生卵など）※外袋が開封済みでも個包装が未開封のものを含む。
	ス	食べ残し	○		食べ残し（1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等）
	過剰除去	○			調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの
	調理くず等	○			調理くず（例：肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等）、ペットフード ※過剰除去を除く
金属類	鉄製の缶類		○		飲料缶、缶詰缶、その他のり缶等食品用缶類
	アルミ製の缶類		○		飲料缶、缶詰缶、その他食品用缶類
	小さな金属類		○		鍋、やかん、包丁、主に金属でできたトースター等の機器、金属製のふた、ベンキ缶、工具、ハンガーアルチキス針、釘、クリップ、安全ピン等で30cm未満の主に金属でできたもの
	スプレー缶		○		カートリッジ式ガスボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料用等
	電池※7		○		乾電池、充電池、ボタン電池
ガラス類	その他資源にならない金属		○		アルミ箔、アルミ管製品（グラタン皿、ポップコーン皿等）等
	びん類		○		食べ物・飲み物・飲み薬が入っていたガラスびん（5cm以上のカレットを含む）
	不燃物	蛍光灯、電球	○		蛍光灯、電球
類	その他ガラス・陶磁器類		○		コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧品や化学薬品（飲み薬を除く）のびん、5cm未満のカレット、自然石、陶磁器、コンクリート、アスファルト等
	その他		○	○	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ（袋のまま）、パッケージ、毛、乾燥剤、保冷剤、ペットトイレ材、ペット等の糞（袋のまま）、葉、炭類、使い捨てライター※5、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品

※1：紙おむつまたはペット用シートのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。

※2：「小型家電」は報告書に特記欄を設け別途計量し品目名を記載するとともに、指定比率でプラスチック類と金属類に按分する。

※3：厨芥類の判断基準は別紙を参照する。

※4：納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体またはペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れても可。

※5：使い捨てライターは「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

※6：プラスチック詳細分類を実施する回は、さらに表2-1(2)に従って分類する。

※7：リチウムイオン電池は「電池」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

※8：複合製品で分解できない物（靴、カバン）など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け別途計量し、商品名を記載する。

表2-1(2)プラスチック詳細分類表

分類項目		重量	主な対象物
その他 プラスチック	使い捨てカトラリー	○	使い捨てのフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー
	使い捨てアメニティ	○	ホテルのアメニティ等のヘアブラシ※1、クシ、カミソリ、歯ブラシ※1、シャワーキャップ
	使い捨てクリーニング包材	○	クリーニング屋のハンガー（プラスチックのみでできたもの）、衣料用カバー（衣料を包む透明プラ等の使い捨て袋）
	使い捨て袋等	○	ポリ袋（内容物なし）、レジロール（ラベルなし・内容物なし）、水切りネット、ジップロック、透明プラ封筒、使い捨て手袋（サニメント等PE製のもの）、PPバンド、結束バンド、苗木ポット（ラベルなし）、バラン、プラひも、養生テープ、クリアーカップ等使い捨て食器、アイスクリームなどに付属しているプラスチック製の串などプラスチックのみ（塩素系、合成皮革・ゴムを除く）でできたもの
	使い捨てラップ	○	ラップ（ラベルなし）
	塩素系等プラ	○	ゴム手袋（PVC等）、塩ビパイプ、ホース類、小型家電に含まれないケーブル類（LANケーブル、電話線等）、ビニールテープ、塩ビ人形、その他塩ビ製品
	合成皮革・ゴム	○	靴（パンプス、スニーカー、ゴム草履、長靴、スリッパ等）・ハンドバッグなどのうち合成皮革・合成ゴム製のもの、ゴム栓、ベルト、使い捨て手袋（ニトリル等）など
	金属含有※3	○	ハンガー・洗濯ばさみ・ビデオテープ・ペン類・ファイルなど主にプラスチック（塩ビ・合成皮革等除く）ででき正在金属部分を含むもの、歯間ブラシ※1、プラスチック製髭剃（使い捨てアメニティを除く）
	プラ100%製品※3	○	タッパー・食器・洗面器・三角コーナー・ザル・水切りトレー・CDケースなど使い捨てでない単一成分プラスチック製品（塩ビ・合成皮革等除く）、CD・DVD、弁当箱・歯ブラシ※1・歯間ブラシ※1・フロスなど上記に該当しない、プラスチックのみでできたもの（塩ビ・合成皮革等除く）
	その他複合品等	○	クッション封筒・スポンジ（プラ以外との複合）・おもちゃなど紙・木竹・繊維・ガラスとの複合品、布ガムテープ、タンポンアプリケータ、メラミン、その他上記に含まれないもの

※1：歯ブラシは、使い捨てのものを「2」に、それ以外を「9」に入る。歯間ブラシは、金属を含むものを「8」に、プラのみのものを「9」に入る。

※2：まな板、擬木等厚さ5mm程度以上のもので委託者が指示するものは、個別計量し名称を記録する。

※3：プラスチック部分が塩素系プラのものは「塩素系等プラ」に、合成皮革・ゴムであるものは「合成皮革・ゴム」に、また、プラと金属以外の素材との複合品は「その他複合品等」に入る。

表2-2 (a) 缶、びん、ペットボトル分類表

分類項目			重量
1 2 3 4 ペットボトル (飲料・酒類・しょうゆ用等 指定PETボトルのもの)	蓋つき	ラベルつき	○
		ラベルなし	○
	蓋なし	ラベルつき	○
		ラベルなし	○
5 6 缶 類	鉄缶(飲料・缶詰・その他食品等のもの)		
	アルミ缶(飲料・缶詰・その他食品等のもの)		
7 8 びん 類	リターナブルびん(酒びん・ビールびん・牛乳びん等)		
	びん類(食べ物・飲み物・飲み薬のガラスびん)		
9 小さな金属類			
10 11 12 13 プラスチック製 容器包装	レジ袋	内容物あり(外袋)	○
		内容物あり(内袋)	○
		内容物なし	○
	上記以外のプラスチック製容器包装		
14 15 ポリ袋	内容物あり(外袋)		
	内容物あり(内袋)		
16 17 18 異物	プラスチック類(ペットボトル、容器包装、上記ポリ袋を除く)		
	金属・ガラス類(缶類、小さな金属類、びん類を除く)		
	可燃物(紙類、木竹類、繊維類、厨芥類その他)		

※燃やごみ調査と共に分類項目については「燃やごみ分類表」に準ずる。

表2-2 (b) 缶、びん、ペットボトルかさ比重・本数調査分類表

分類項目	備考	本数	重量
1 ペットボトル	蓋及びラベルの有無は無作為とする	○	○
2 缶 類	鉄缶、アルミ缶は無作為とする	○	○
3 びん 類	リターナブル、それ以外を無作為とする	○	○

※重量及び本数は、容量既知の容器を試料で満たして量る(ペットボトルは200L籠1つ分、缶類は50L樽2つ分、びん類は50L樽1つ分を目安とする)。

表2-3 プラスチック製容器包装分類表

分類項目			重量
1 プラスチック製 容器包装	下記トレーを除くプラスチック製容器包装		
2 食 品 ト レー	発泡白トレー、発泡プリントトレー(裏が白色のもの)		
3 レ ジ 袋	内容物あり(外袋)		
4 レ ジ 袋	内容物あり(内袋)		
5 レ ジ 袋	内容物なし		
6 ポ リ 袋	内容物あり(外袋)		
7 ポ リ 袋	内容物あり(内袋)		
8 そ の 他	ペットボトル(飲料・酒類・しょうゆ用等指定PETボトル)		
9 そ の 他	プラスチック製品		
10 そ の 他	金属含有プラスチック		
11 そ の 他	その他プラスチック		
12 異 物	金属・ガラス類		
13 異 物	可燃物(紙類、木竹類、繊維類、厨芥類その他)		

※燃やごみ調査と共に分類項目については「燃やごみ分類表」に準ずる。

※「プラスチック製品」は、表2-1(2)の1~5及び9に該当するもの

表3 事業系ごみ分類表

分類項目		重量	水分	主な対象物
1 紙類	資源化できる紙	○	○	段ボール、紙パック、新聞紙、折り込みちらし、フリーペーパー、広報誌、OA用紙、コピー用紙等の上質紙、シェレッダーくず（袋詰め等、分別可能な状態になっているもの）、雑誌、Yシャツ等の中台紙、台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、個別包装紙、紙コップ・紙皿（汚れていないもの）、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、プラスチックボトルの紙製ラベル、牛乳びんの蓋、靴箱の中紙（緩衝材）、リーフレット、ダイレクトメール等のちらし、ミックスペーパーなど ※内面アルミ加工の紙、ワックス加工紙、包装・充填材等に使用されたもの、油等がしみ込んでいるものは「資源化できない紙」へ
	資源化できない紙			フッ素加工紙、ワックス加工紙（段ボール含む）、ビニールコーティング紙、カード紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、紙容器（ヨーグルト・アイスクリーム・カップ麺・洗剤）、石鹼の個別包装紙、紙おむつ、生理用品、ペット用シート等
3	ペットボトル	○		飲料（清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工類（めんつゆ、ぽん酢等）、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢（すし酢）、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等）） ※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。
4	容器包装（業務用商品）	○		大容量の業務用食品の袋を中心として、製菓などの製造業、飲食業の業務において原材料として使用する商品の容器包装。例：内容物がkg単位の冷凍食品（海産物、カット野菜など）大袋、数100グラム単位以上のクリームなどの大袋、数10kg単位以上の大袋粉袋、調味料・製菓用抹茶粉末の大袋・大ボトル、数kg以上のパスタ大袋、数L単位の液体調味料ボトルなど。その他、小型の容器包装であっても一般家庭で使用することが一般的でないもの、同一のものがまとまって多量に出てきた場合も含む。
5 プラスチック類	その他容器包装	○	○	プラマークのある物、上記以外のペットボトル、プラ製ボトル、チューブ類、カップ・パック類、プラ製キャップ・ラベル類、プラ製トレイ、ポーション（コーヒーのミルク等）、詰替用洗剤容器、食品・日用品の袋、レジロール、包装フィルム、発泡スチロールの容器、ラップ（ラベル等貼付）、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品の透明外箱、薬瓶シート、シャンプーノズル、レジ袋（内容物がないもの）等であって、上記業務用に該当しないもの。
6	レジ袋・ポリ袋（外袋）	○		小売店等において、購入した商品を入れるためにレジで渡されるポリオレフィン等の材質の袋。 ※外袋以外のレジ袋は「容器包装（その他）」に、ポリ袋は「その他プラスチック類」に分類する。
7	特定プラ使用製品	○		使い捨てカトラリー類（フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー）、使い捨てアメニティ類（ホテルのアメニティ等のヘアブラシ※7、クシ、カミソリ、歯ブラシ※7、シャワー・キャップ）、使い捨てクリーニング包材（クリーニング屋のハンガー（プラスチックのみでできたもの）、衣料用カバー（衣料を包む透明プラス等の使い捨て袋））
8	その他プラスチック類	○		合成樹脂・合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等合成高分子系化合物に係るもの、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレー、タッパー等の密封容器、ポリ袋（内容物がないもの）、ひも類、ビデオテープ、クリーニング屋の袋、ボールペン、金属含有プラスチックハンガー、合成ゴム・皮革等
9 木竹類	加工物	○	○	割り箸、つまようじ、マッチのじく、木製家具、木質建設廃材、木製パレット等
10	自然物	○		せん定枝、草、落葉、生け花に使用された花、竹、笹等
11 繊維類	天然繊維	○		衣類（下着、靴下を含む）、シーツ、毛布、カーテン、ウエス、タオル等
12	合成不織布製品	○	○	化学繊維製の不織布であるマスク、おしづり、コーヒードリップバッグ、エコバッグ、水切り袋など
13	その他合成繊維	○		不織布を除く化学繊維製の布と衣類、ストッキング等
14 厨芥類	手付かず食品	○		賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された物
15	食べ残し	○	○	食べ残し（1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等）
16	調理くず等	○		調理くず（例：肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等）、ペットフード等 ※過剰除去を含む。
17 金属類	金属類（電池を除く）	○	○	鉄製またはアルミ製の缶（飲料缶・缶詰缶・のりなど食用品用缶類等）、その他缶類（ペンキ缶等）、スプレー缶（ヘアスプレー、殺虫剤等）、ガスボンベ、30cm未満の鉄・非鉄製品（鍋、やかん、フライパン、包丁、等）、主に金属でできた30cm未満の機器（トースター等）、金属製のふた、工具、ハンガー、ホチキス針、釘、クリップ、安全ピン、アルミ箔、アルミ箔製品（グラタン皿、ポップコーン皿等）等
18	電池	○		乾電池、充電式電池、ボタン電池
19	ガラス類	○	○	ガラス（酒びん、ビールびん、牛乳びん、無色・茶色・その他のびん、コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧瓶、カレット等）、コンクリート（コンクリート、アスファルト、石）、陶磁器、電球、蛍光灯等 ※電球、蛍光灯等は水分測定から除外する。
20	その他	○	○	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ（袋のまま）、毛、乾燥剤、保冷剤、パッピ等、ペットトイレ材、ペット等の糞（袋のまま）、葉、炭類、人工肛門、廢油類（容器ごと）、使い捨てライター等、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品

※1：紙おむつまたはペット用シートのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。

※2：厨芥類の判断基準については別紙を参照する。

※3：納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体又はペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れてもよいとする。

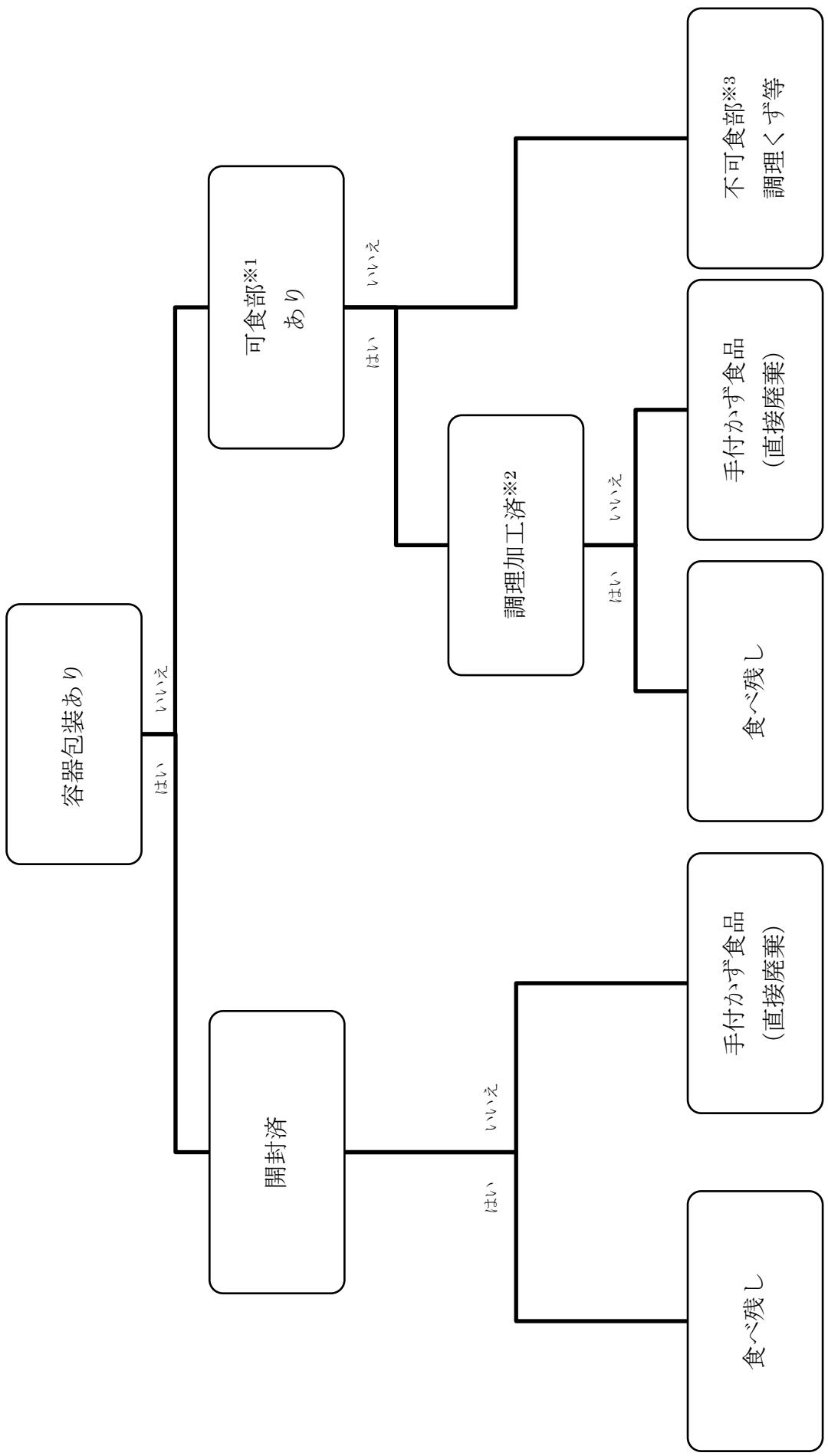
※4：“使い捨てライター”は「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

※5：“小型家電”は、小型家電リサイクル対象品目のものとし、報告書に特記欄を設け別途計量し品目名を記載するとともに、指定比率でプラスチック類と金属類に按分する。

※6：複合製品で分解できない物（靴、カバン）など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け別途計量し、商品名を記載する。

※7：使い捨てでない「ヘアブラシ」、「歯ブラシ」は「その他プラスチック類」とする。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準



※1 そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。「過剰除去」は、当該判断では「可食部なし」とする。

※2 加熱や切碎などが加えられたもの。加工食品も含む。

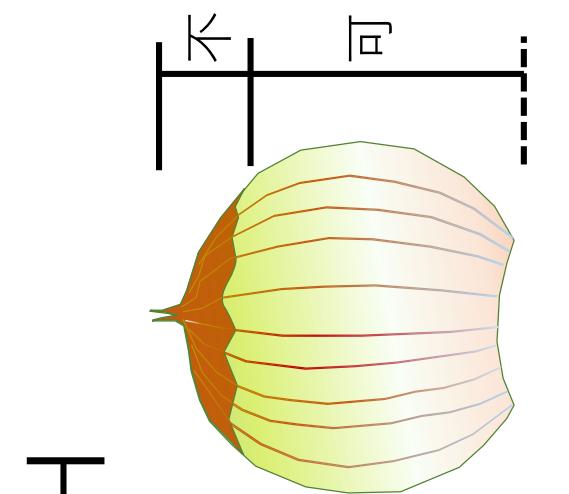
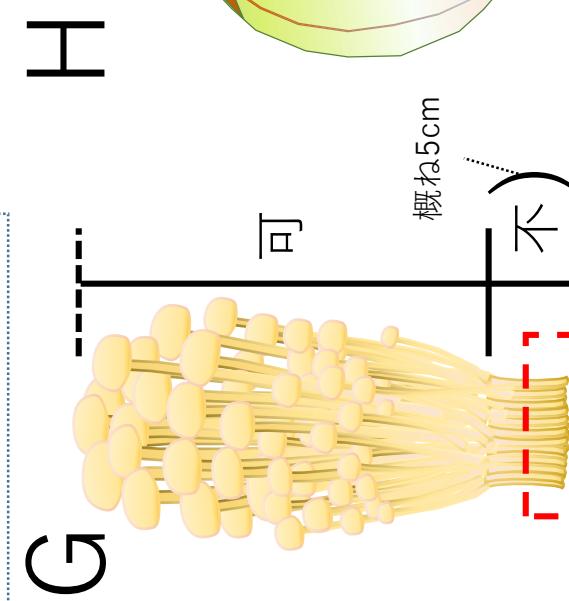
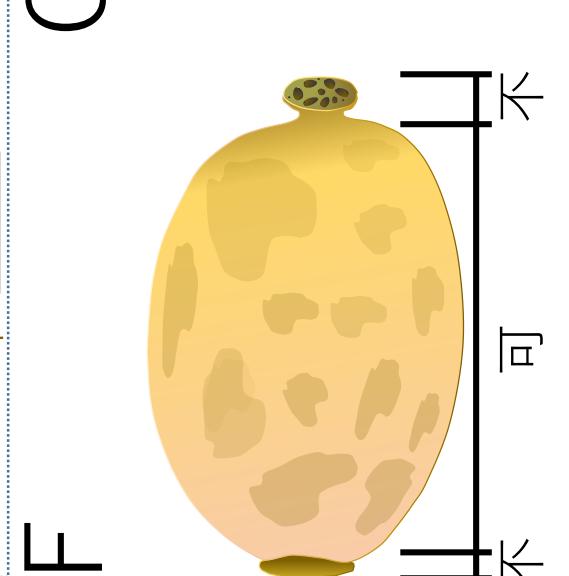
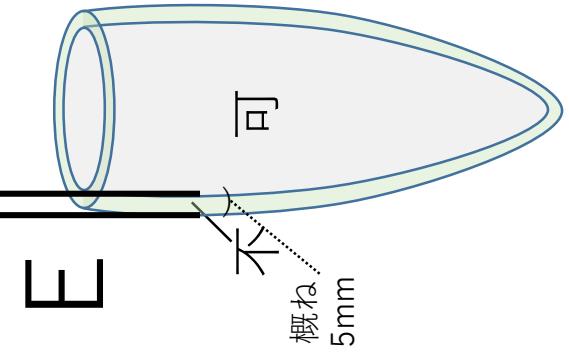
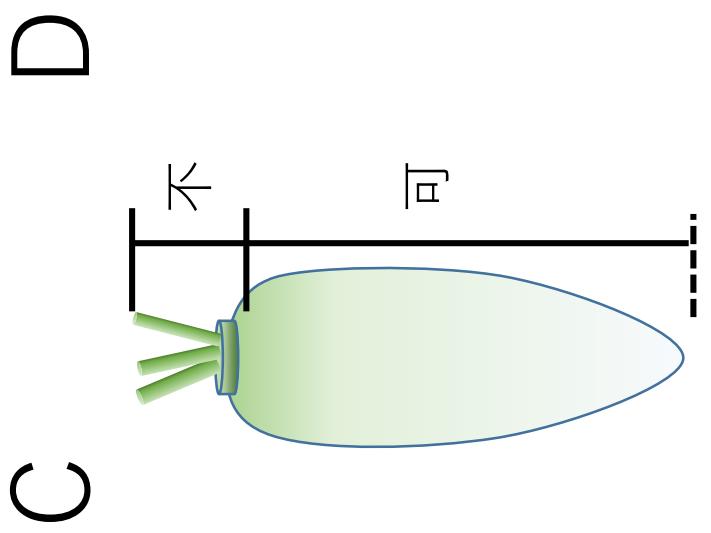
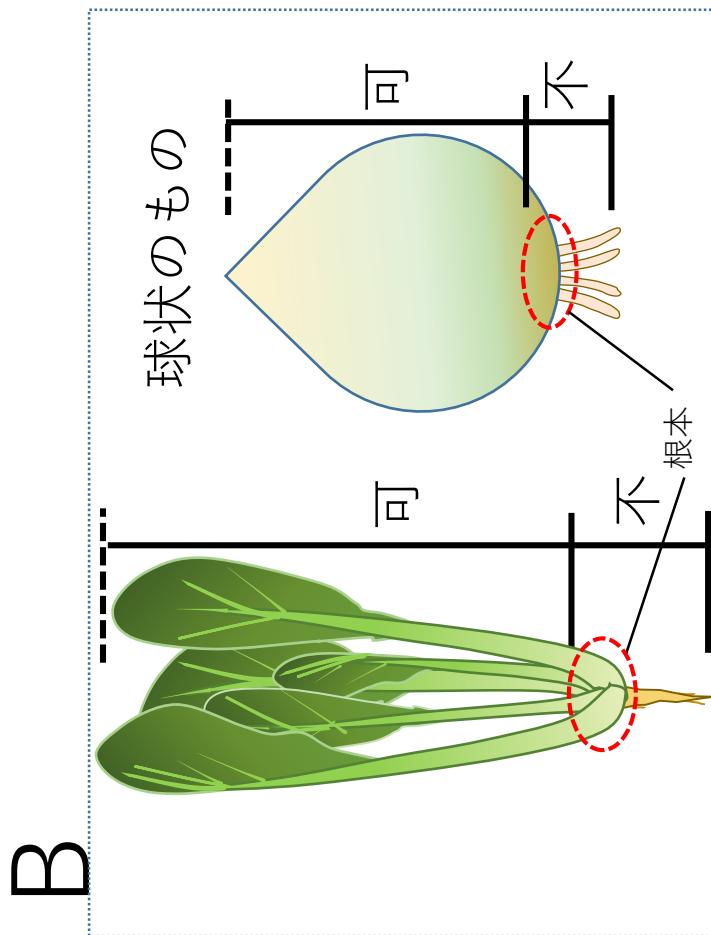
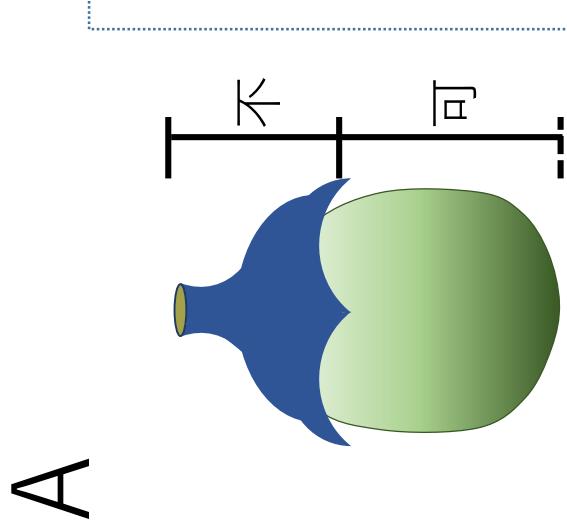
※3 骨や殻、ヘタなど一般に食するのに適さないもの。別紙『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』を参考に決定した「過剰除去」に該当するものは、「過剰除去」とする。

食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準

調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの。表1のいづれかに該当し、かつ重量で可食部が全体の概ね6割程度以上のものを「過剰除去」とする。

表1

番号	不可食部	可食部	主な対象品	備考
A	ヘタ	実	茄子、胡瓜、ピーマン、柿	
B	根～根本	葉・茎	小松菜、青梗菜、万能ねぎ、三つ葉、ニラ、キヤベツ、玉ねぎ、長葱、豆苗	ニラは分岐部分から根本側の、緑色が薄い部分を不可食部とする。
C	根本	根	大根、人参	
D	青い部分	白い部分	長葱 ※長葱及びそれと同等の太さの葱類のみを対象とする。	青い部分の分岐よりも上を不可食部とする。
E	皮	中心部、つぼみ※ブロッコリー	大根、じやがいも、りんご、さつまいも ブロッコリー（茎）	むいた皮の一番厚いところが概ね5mm以上ものを「過剰除去」とする。
F	両端部	両端の間	蓮根、さつまいも	両端の硬い部分を不可食部とする。
G	石づき	柄～傘	えのき茸	石づき側の末端から傘方向に概ね5cm以上残っているものを「過剰除去」とする。
H	外側や先端部の枯れた褐色部分	枯れていない部分	玉ねぎ ※以上1項目のみを対象とする	はがされた外側の鱗片、または切られた上部について可食部割合の判断を行いうとする。



適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和2年4月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和3年3月
<input type="checkbox"/>	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和3年10月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input checked="" type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>